広島県告示第六百六十三号

広島県土地開発指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県土地開発指導要綱の一部を改正する告示

広島県土地開発指導要綱（昭和四十九年広島県告示第千百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第十五　（略） 一―九　（略） 十―十四　（略） 十五　（略）	第十五　（略） 一―九　（略） 十　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条の宅地造成工事規制区域内において行う宅地造成に関する工事 十一―十五　（略） 十六　広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）第十六条の規定により許可を受けた土砂埋立行為 十七　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。